

資料 1

「電波を利用した不法投棄監視システムに関する調査研究会」開催要綱（案）

1 名 称

本会は、「電波を利用した不法投棄監視システムに関する調査研究会」（以下研究会という。）（以下「調査研究会」という。）と称する。

2 目 的

不法投棄による自然環境、生活環境破壊は大きな社会問題となり、それに対応する自治体などには大きな負担となっていることなどを踏まえ、不法投棄を防止するため、新たな無線伝送システムを利用した監視センサシステムや映像監視システムについての実用化に向けた検討を行う。

3 検討事項

研究会は、前項の目的を達成するため、次の調査・研究を行う。

- （１）沖縄における不法投棄の現状と自治体等が抱える課題の把握
- （２）不法投棄防止のためのシステムのあり方
- （３）電波を利用した不法投棄監視システムの検討
- （４）実現に向けての課題

4 構成及び運営

- （１）本会は、総務省沖縄総合通信事務所長の調査研究会として開催する。
- （２）本会は、別紙に掲げる有識者（以下「構成員」という。）で構成する。
- （３）本会には、座長を置く。
- （４）座長は、構成員の互選により定める。
- （５）座長は、本会を招集し、主宰する。
- （６）座長は、本会の検討を促進するため、ワーキンググループを開催することができ、
- （７）その他調査研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

5 設置期間

平成１７年８月から平成１８年３月末を目途とする。

6 報 告

座長は、調査研究の結果を総務省沖縄総合通信事務所長に報告する。

7 事務局

調査研究会の事務局は、総務省沖縄総合通信事務所に置く。